



The Japan Business Law Examination

ビジネス実務法務検定講座

2014 年合格目標 無料公開セミナー

**「ビジネス実務法務検定[®]3 級対策で学ぶこと」
～1時間のミニ講義で体験しよう!～**

レジュメ

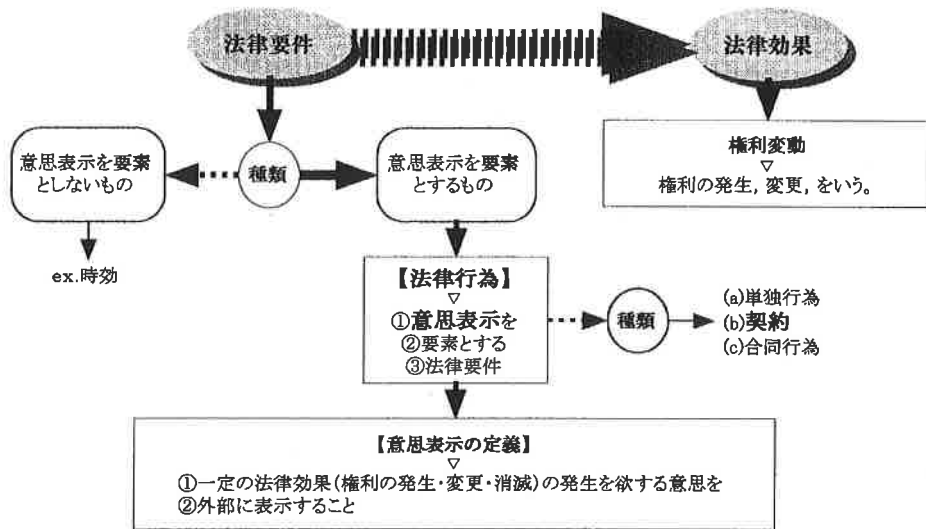
当レジュメは、2013 年度版「3 級基本テキスト」から、基本講義第 2 回で学習する範囲を抜粋したものです。

TAC

第2節 意思表示

①契約が成立するためには、申込と承諾という意思表示の合致が必要である。

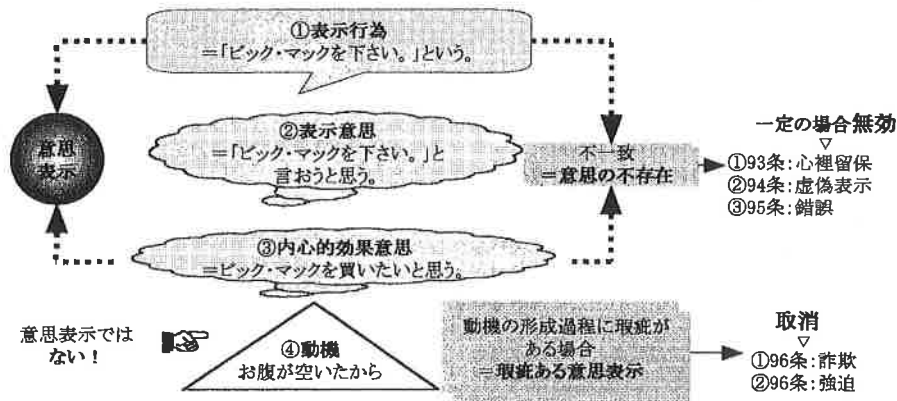
②ここに意思表示とは、一定の法律効果(権利の発生・変更・消滅)の発生を欲する意思を外部に表示することをいう。



③意思表示の典型例は、契約の申込や承諾である。意思表示の構造は以下のとおりである。

【意思表示の構造】

ex.ビック・マックを買う場合(ビック・マックの売買契約の申込)



theme01 意思の不存在

意思の不存在とは、表示はあるが内心の意思(内心的効果意思)が欠けていることをいう。意思の不存在には、①心裡留保、②虚偽表示、③錯誤がある。

1. 心裡留保

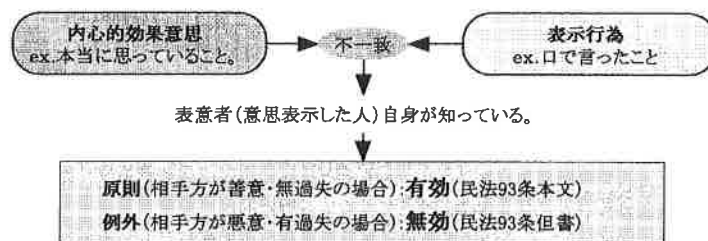
心裡留保とは、①内心的効果意思と表示行為が不一致の場合で、かつ、②表意者がそのことを知っていることをいう。

□ 心裡留保の具体例 Aは、相手方Bの資力では購入できないだろうと思い、本当は売るつもりがないのに、A所有の自宅を「売る」と言ったような場合

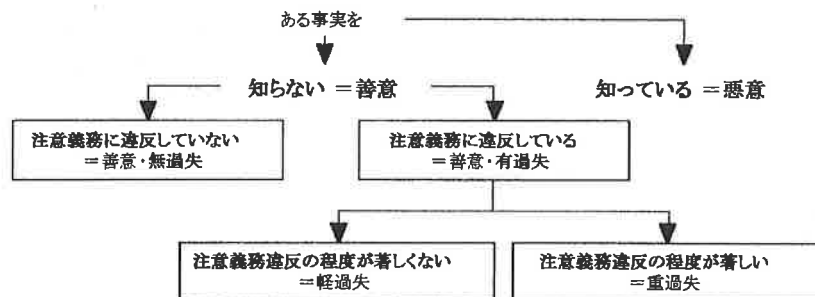
心裡留保による意思表示は、以下のように扱われる。

原則:心裡留保による意思表示は有効である(民法93条本文)。

例外:相手方が表意者の真意でないことを知っているか(悪意), 又は知らなくても、通常の注意をもってすれば知ることができた場合には(有過失), 意思表示は無効となる(民法93条但書)。



【基礎知識—Very重要!!: 善意vs悪意】



過去問チャレンジ

・第12回一問10 次の記述は正しいか。

心裡留保による意思表示は、表示行為を信用した相手方を保護すべきであるから、原則として有効とされる。

【解答】正しい。

・第13回一問10 次の記述は正しいか。 類題:第32回一問10ーア③・第29回一問03ーアd・第27回一問06他多数

Aは、相手方Bの資力では購入できないだろうと思い、本当は売るつもりがないのに、A所有の自宅を「売る」と言ったところ、BがAの言葉を真に受けて「買う」と言った。この場合、Aの意思表示は原則として無効である。

【解答】誤り。心裡留保による意思表示は原則として有効である。

2. 虚偽表示

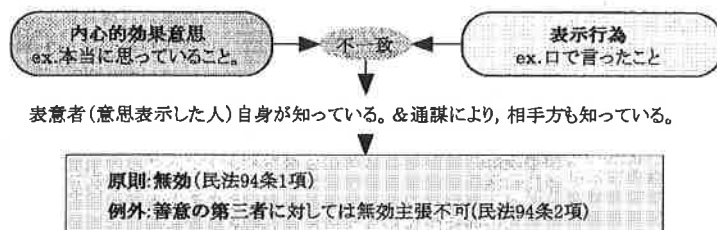
虚偽表示とは表意者が相手方と通じておこなった虚偽の意思表示をいう。

□ 虚偽表示の具体例 税金を滞納したAが国税による差押を免れるため、A所有の甲土地の名義をAの弟Bと合意の上でBに移したような場合

(1) 虚偽表示の取り扱い

原則: 虚偽表示は無効である(民法94条1項)。なぜなら、表意者だけでなく相手方も表示行為に対応した真意がないことを知っているから、相手方を保護する必要はないからである。

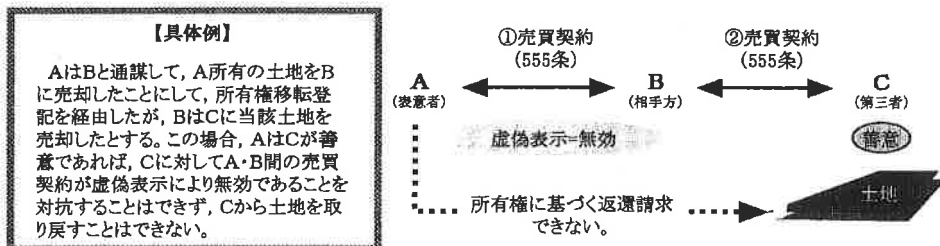
例外: 虚偽表示であることを知らない第三者(善意の第三者)に対しては、意思表示が無効であることを主張できない(民法94条2項)。



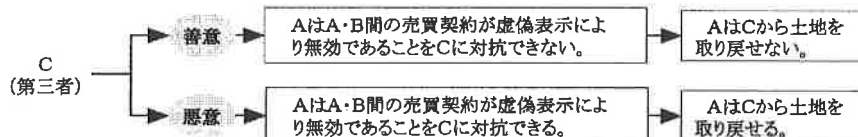
【基礎知識—第三者の一般的意義】

第三者とは、当事者に対する言葉である。契約などの法律関係に直接関与する者を当事者というが、第三者とは当事者以外の者をいう。

(2) 民法94条2項



この場合、A・B間の契約は無効であるから、Bは所有権を取得できない。そして、Bが所有権を有しない以上、Cも所有権を取得できないのが原則である。しかし、CがA・B間で虚偽表示があったという事情を知らなかった(善意)とすれば、Cが所有権を取得できないとかわいそうである。他方、そもそもAは虚偽表示をしたという点で落度がある。そこで、Aは善意のCに対してA・B間の虚偽表示の無効を対抗できない(主張できない)とした。つまり、Aは土地を取り戻すことができない。



過去問チャレンジ

・第12回—問10 次の記述は正しいか。

表意者が相手方と通じて行った虚偽表示は、両当事者が意思表示の内容を承知しているので、その意思表示は原則として有効である。

【解答】誤り。虚偽表示は原則として無効である。

・第27回一問06ーオa 次の記述は正しいか。類題:第29回一問03ーアb・第26回一問10・第15回一問10・等他多数

甲は、債権者からの差押えを免れるため、自己が所有する不動産を、乙と共謀して乙に売却したかのように装い、乙に登記を移転した。この場合、甲は、乙に対して売買契約の無効を主張することができない。

[解答]誤り。虚偽表示は原則として無効である。

・第24回一問03 次の記述は正しいか。類題:第32回一問10ーア④

Xは、Yと通謀してX所有の甲不動産をYに売却する旨の虚偽の意思表示をし、その所有権移転登記を経た。その後、Yは、この事情を知らないZに甲不動産を売却し、その所有権移転登記を経た。この場合、Xは、Zに対し、XとYとの間の売買契約の無効を主張し、甲不動産の所有権を主張することができない。

[解答]正しい。

・第17回一問09 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

契約は、当事者が存在すること、目的物が存在すること、当事者間の[ア]が合致すること、の3つがその成立要件とされているが、その[ア]の有効性が問題となる場面がある。

その1つとして、表意者が真実でないことを知りながら[ア]を行う場合がある。これには、表意者が単独で行うものと、相手方と通じて行うものがあり、このうち、表意者が単独で行う場合を[イ]という。[イ]の場合、原則としてその[ア]は[ウ]とされる。これに対して、相手方と通じて真意でない[ア]を行う場合は[エ]とよばれ、原則としてその[ア]は[オ]である。

[解答] ア:意思表示 イ:心裡留保 ウ:有効 エ:虚偽表示 オ:無効

3. 錯誤

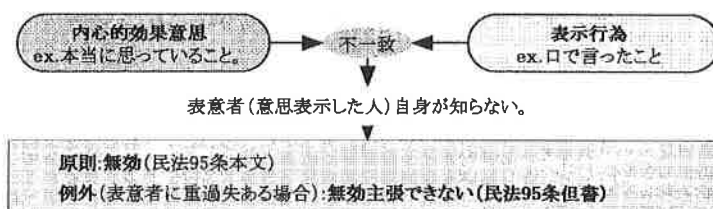
錯誤とは、表意者が勘違いにより真意とは異なった意思表示をすることをいう。

□ 錯誤の具体例 100万円を借りつもりだったが、誤って1000万円を借りるとの意思表示をしてしまった場合

(1) 錯誤の取り扱い

原則:意思表示の重要な部分について要素の錯誤がある場合(その錯誤がなければ、意思表示をしなかっただろうと思われるような重要な部分に錯誤がある場合)には、無効となる(民法95条本文)。

例外:表意者に重大な過失があるときには、表意者を保護する必要はないため、表意者の側から無効であることを主張できない(民法95条但書)。



(2) 動機の錯誤

単に契約をした動機について錯誤があった場合(いわゆる動機の錯誤)については、動機が表示され、相手方がそのことを知っているときは法律行為の内容の錯誤となるが、そうでない場合には錯誤無効の主張は認められない。

過去問チャレンジ

・第12回一問10 次の記述は正しいか。

錯誤による意思表示は、表意者を保護する必要があるため、たとえ錯誤に陥った原因が表意者の重大な過失にあったとしても、その意思表示は当然に無効とされる。

[解答]誤り。表意者に重過失がある場合は表意者は錯誤無効を主張できない。

・第27回－問06－オc 次の記述は正しいか。 類題:第29回－問03－アc・第24回－問03

甲は、乙が所有する絵画Aと絵画Bのうち、絵画Aを購入するつもりでいたが、錯誤により、誤って絵画Bを購入する旨の意思表示をした。この場合、甲に重大な過失がなければ、甲は、乙に対して行った絵画Bを購入する旨の意思表示の無効を主張することができる。

【解答】正しい。

・第25回－問02 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。 類題:第31回－問02－2・第28回－問02－1

契約が成立するには、契約当事者間において意思表示が合致することが必要である。しかし、実際の取引の場面では、この意思表示の有効性が問題となることがある。その1つとして、表意者が表示した意思に対応する真意を欠いている意思の不存在の問題が挙げられる。

例えば、真意でないことを自分で知りながら意思表示をする場合があり、これを[ア]という。[ア]による意思表示は、表意者と相手方との間では原則として有効である。

また、表意者が相手方と通じて行った虚偽の意思表示を[イ]といい、その意思表示は表意者と相手方との間では無効である。ただし、[イ]による意思表示の無効は、[イ]であることを知らない[ウ]の第三者に対抗することができない。

意思の不存在には、このほかに、表意者が勘違いにより真意とは異なった意思表示をする場合がある。これを[エ]による意思表示といい、[エ]による意思表示は無効である。ただし、[エ]が表意者の[オ]によるものであったときは、表意者は、原則として[エ]による意思表示の無効を主張できない。

【解答】 ア:心裡留保 イ:虚偽表示 ウ:善意 エ:錯誤 オ:重大な過失

theme02 瑕疵ある意思表示

瑕疵(かし)ある意思表示とは、意思表示自体に欠陥はないが、意思を形成する過程に欠陥があることをいう。詐欺による意思表示・強迫による意思表示が、これにあたり、その意思表示は取り消すことができる(民法96条1項)。

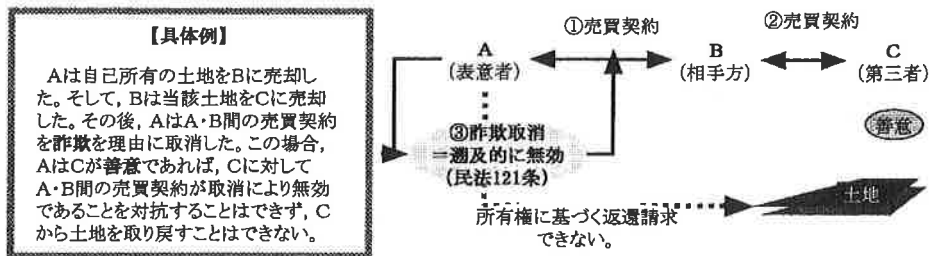
1. 詐欺による意思表示

詐欺による意思表示とは、他人にだまされて意思表示をすることをいう。もともと、取引においては、ある種の駆け引きはつきものであり、詐欺といえるためには、取引通念上要求される信義に反するような行為であることが必要である。

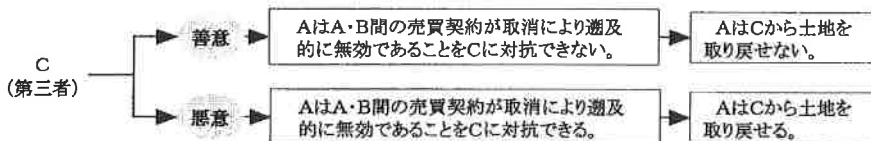
詐欺による意思表示は以下のように扱われる。

原則:詐欺による意思表示をした表意者はその意思表示を取り消すことができる(民法96条1項)。

例外:この取消は、善意の第三者には主張(対抗)することができない(民法96条3項)。



この場合、A・B間の契約はAの取消により遡及的無効(民法121条)となるから、Bは所有権を取得できない。そして、Bが所有権を有しない以上、Cも所有権を取得できないのが原則である。しかし、CがA・B間で詐欺があったという事情を知らなかった(善意)とすれば、Cが所有権を取得できないとかわいそうである。他方、そもそもAは騙されたという点で落度がある。そこで、Aは善意のCに対してA・B間の契約の遡及的無効を対抗できない(主張できない)とした。つまり、Aは土地を取り戻すことができない。



過去問チャレンジ

・第13回一問10 次の記述は正しいか。類題:第32回一問10ーア①・第26回一問10

GはHにだまされて、自己の所有する自動車をHに売却した。この場合、Gは自動車を売却する旨の意思表示を取り消すことができる。

【解答】正しい。

・第09回一問10 次の記述は正しいか。

AがBに自己所有の土地を売却し、Bはさらにその土地をCに転売した。AがBにだまされて土地を売った場合、AはBとの売買契約を取り消すことができるが、その場合でもCが所有権移転登記を経ている以上、CがたとえAがBにだまされた事実を知ったうえでBから土地を買っていたとしても、AはCに対してこの土地の所有権を主張することはできない。

【解答】誤り。Cは悪意である以上、Cは民法96条3項の「第三者」として保護されない。

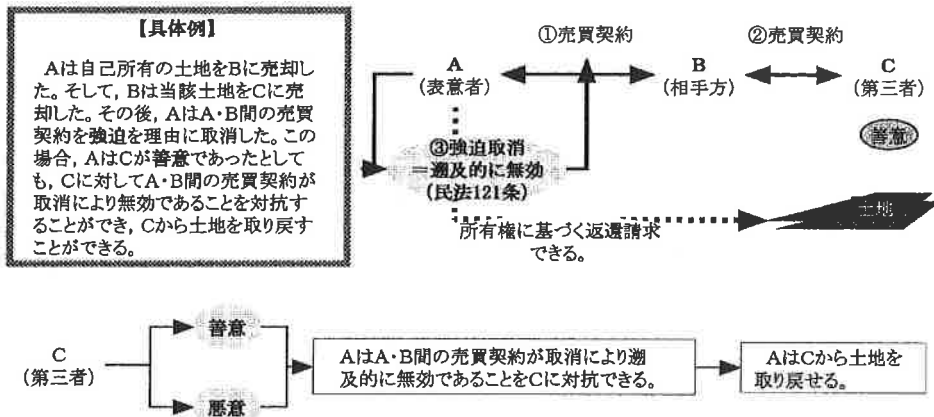
・第24回一問03 次の記述は正しいか。

Xは、YにだまされてX所有の甲不動産をYに売却し、その所有権移転登記を経た。その後、Yは、この事情を知らないZに甲不動産を売却し、その所有権移転登記を経た。この場合において、Xが、詐欺による意思表示を理由にYとの間の売買契約を取り消したときは、Xは、Zに対して甲不動産の所有権を主張することができる。

【解答】誤り。詐欺による取消は、善意の第三者には主張(対抗)することができない(民法96条3項)。

2. 強迫による意思表示

- ①他人に害意を示し、恐怖の念を生じさせる行為を強迫という。
- ②強迫による意思表示をした表意者は、その意思表示を取り消すことができる(民法96条1項)。
- ③詐欺による意思表示の場合とは異なり、強迫による意思表示の場合には、善意の第三者に対しても主張することができる。



過去問チャレンジ

・第12回一問10 次の記述は正しいか。 類題:第26回一問10

詐欺による意思表示は取り消すことができるが、強迫による意思表示は取り消すことができない。

【解答】誤り。強迫による意思表示も取り消すことができる。

・第15回一問10 次の記述は正しいか。 類題:第32回一問10-ア②

AはBに対して、自己所有の中古車を100万円で売却する旨の意思表示をした。AがBから強迫されて本件中古車を100万円で売却するとの意思表示をした場合、Aは、当該意思表示を取り消すことができる。

【解答】正しい。

・第29回一問03-ア 次の記述は正しいか。 類題:第27回一問06-オd・第24回一問03

Aは、Bに強迫されてAが所有する不動産をBに売却する旨の意思表示をした。この場合、民法上、Aは当該意思表示を取り消すことができ、この取消は善意の第三者に対しても主張できる。

【解答】正しい。強迫による取消は、善意の第三者に対しても主張することができる。

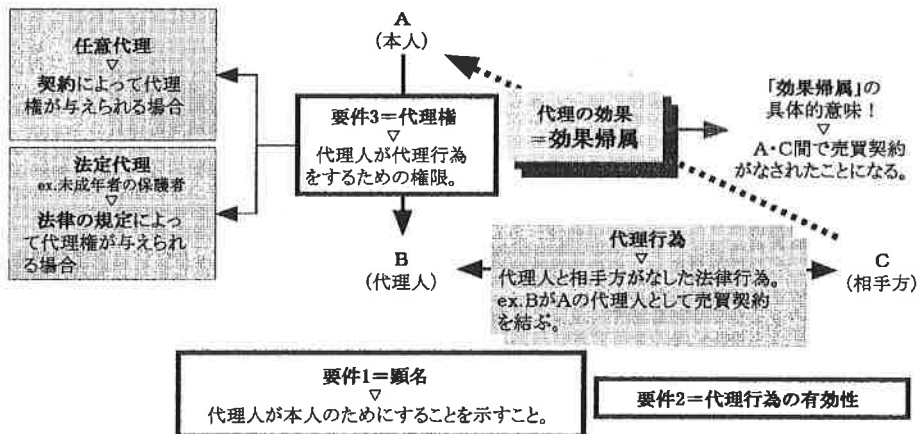
《意思表示のまとめ》

		原則	例外
意思の不存在	心裡留保(93条)	有効	相手方が悪意・有過失の場合→無効
	虚偽表示(94条)	無効	第三者が善意の場合→無効を対抗できない。
	錯誤(95条)	無効	表意者に重過失ある場合→無効を主張できない。
瑕疵ある意思表示	詐欺(96条1項)	取消	第三者が善意の場合→取消を対抗できない。
	強迫(96条1項)	取消	第三者が善意の場合でも取消を対抗できる。

第3節 代理

theme01 代理の意義・機能

代理とは、代理人(B)が本人(A)のためにすることを示して相手方(C)に意思表示をし(相手方から意思表示を受けることも含まれる)、その効果が直接本人(A)に帰属する制度のことである。

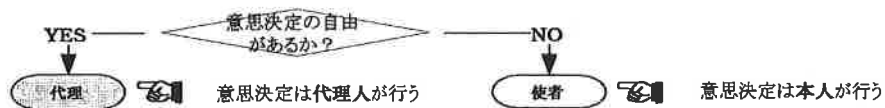


theme02 代理と類似の制度—使者

①使者とは、本人の完成した意思表示を単に相手方に伝達したり(例えば書面を届ける)、あるいは単に相手方に表示して意思表示を完成させる(口頭で伝える)者である。

②代理との違い

代理の場合は代理人が意思決定をするのに対して、使者の場合には本人が意思決定をし、使者は単にその意思を伝達又は表示するにすぎないという点である。



過去問チャレンジ

・第13回—問04 次の記述は正しいか。 類題:第09回—問03

代理と使者の違いは、代理の場合は代理人が意思決定をするのに対して、使者の場合には本人が意思を決定し、使者は単にその意思を伝達又は表示するにすぎないという点にある。

[解答]正しい。

theme03 代理の要件

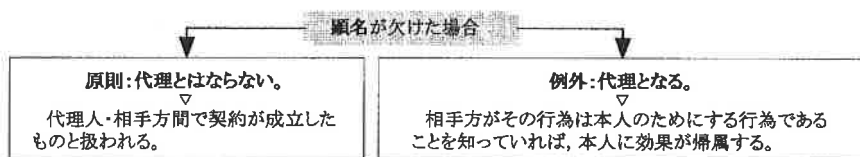
次の3要件がすべて満たされなければ代理は成立しない(民法99条)。

- ①代理人が相手方に、本人のためにすることを示すこと(顕名)。
- ②有効な法律行為(契約)がおこなわれていること(代理行為)。
- ③本人が、代理人に代理権を与えていること(代理権の存在)。

1.どのような場合に顕名となるか

①顕名とは、代理人としての意思表示であること(本人のために行為をすること)を代理人が明らかにすることを用いる。

②代理人が、本人のためにすることを相手方に示さずに法律行為をおこなった場合は、その行為は自分のためにおこなったものとされる(代理とはならず、代理人・相手方で契約が成立したものと扱われる)。但し、相手方がその行為は本人のためにする行為であることを知っていれば、本人に効果が帰属する(民法100条)。



過去問チャレンジ

・第13回一問01 次の記述は正しいか。

民法上、代理が成立するには、本人が代理人に代理権を与えていること、有効な法律行為がおこなわれることの2要件を満たせばよく、代理人が相手方に本人のためにすることを示す必要はないとされる。

【解答】誤り。民法上は顕名が必要である。

・第30回一問03ーア① 次の記述は正しいか。 類題:第32回一問06ーウ①

Aは、Bの代理人として、Cとの間で、Cが所有する甲土地を購入する売買契約を締結するにあたり、BのためにすることをCに示さずに、当該売買契約を締結した。この場合、Cが、AがBのために本件売買契約を締結したことを知っていたとしても、本件売買契約の効果はBに帰属しない。

【解答】誤り。代理人が、本人のためにすることを相手方に示さずに法律行為をおこなった場合は、その行為は自分のためにおこなったものとされる。但し、相手方がその行為は本人のためにする行為であることを知っていれば、本人に効果が帰属する(民法100条)。

③商行為については、顕名は不要である。顕名がなくても代理が成立する(商法504条)。

	民法	商法
顕名の要否	必要	不要

過去問チャレンジ

・第14回一問03 次の記述は正しいか。

商法上、代理が有効に成立するためには、代理人が本人のためにすることを相手方に示す行為、即ち顕名が必要である。

【解答】誤り。民法上は顕名が必要であるが、商法上は顕名は不要である。

2.どのような場合に代理権は存在するか

(1)任意代理と法定代理

代理人となる(代理権が発生する)のは、本人からの委任がある場合と法律上代理人となることが決められている場合とがある。前者を任意代理といい、後者を法定代理という。

(2)委任状の交付と代理権

委任状の交付があれば、通常、代理権の授与があったものと考えられる。しかし、委任状の交付がなくても、代理権の授与が認められる。

過去問チャレンジ



・第11回一問06 次の記述は正しいか。

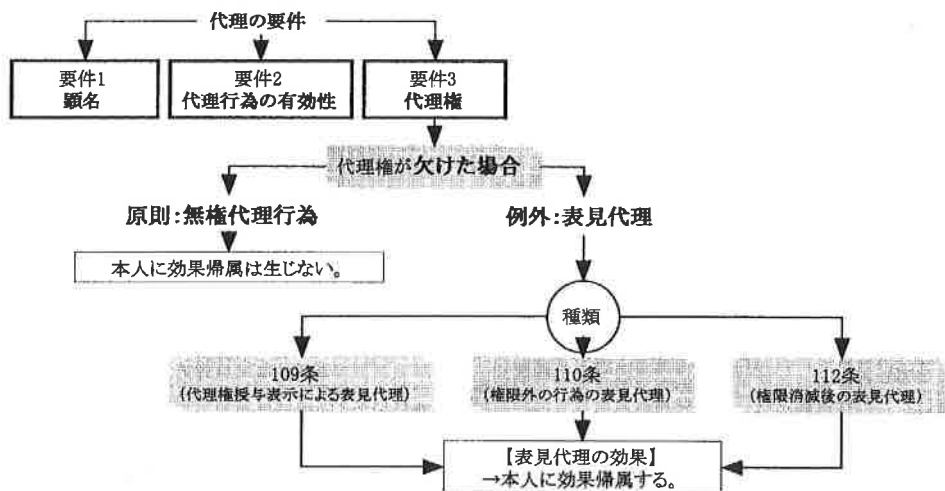
Aは、Bの代理人であると称して、Cとの間でB所有の土地の売買契約を締結した。Aは、Bの代理人であると称しているが、AがBの代理人であることを記載した書面、即ち委任状をCに示さない限り、民法上、Bの代理人と認められることはありえない。

【解答】誤り。委任状の交付がなくとも、代理権の授与は認められる。

theme04 代理権がないとどうなるか

1.表見代理

代理権がない者がおこなった行為は、原則として、本人にその効果は帰属しない(無権代理)(民法113条)。しかし、相手方から見ていかにも代理権があるように思われるときは、相手方の保護を図るため、民法は表見代理という制度を設けている。そして、表見代理に該当する場合には、本人に効果が帰属する。

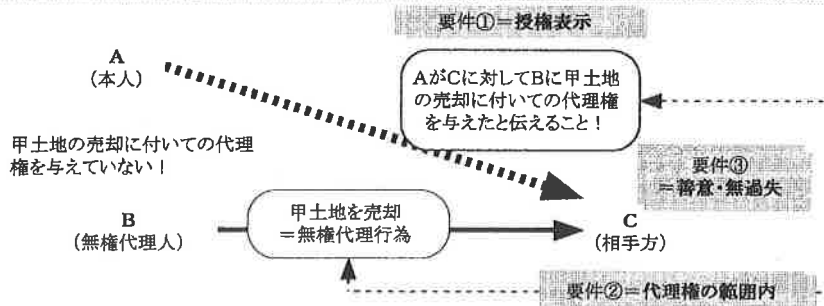


表見代理にあたる場合には、次の3つがある。

(1) 民法109条＝代理権授与表示による表見代理

【具体例】

Aは、Bに実際にはA所有の甲土地の売却についての代理権を与えていない。にもかかわらず、AはCに「甲土地の売却について、Bに代理権を与えた。」と言った。その後、Bが勝手にAの代理人として甲土地をCに売却した。そして、CはBをAの代理人であると過失なく信じた。この場合には、B・C間の無権代理行為はAに効果帰属し、CはAに対して甲土地の引渡を請求できる。



【民法109条の要件】

- ①本人(A)が相手方(C)に対して、無権代理人(B)に代理権を与えた旨の表示をしたこと
(→これを代理権授与表示or授權表示という)
- ②当該行為(Bの行為)が表示された代理権の範囲内の事項であること
- ③相手方(C)の善意・無過失

過去問チャレンジ



・第15回一問03 次の記述は正しいか。

Xは、Yの代理人と称するZと契約を締結したが、実際はZにはYを代理する権限がなかった。

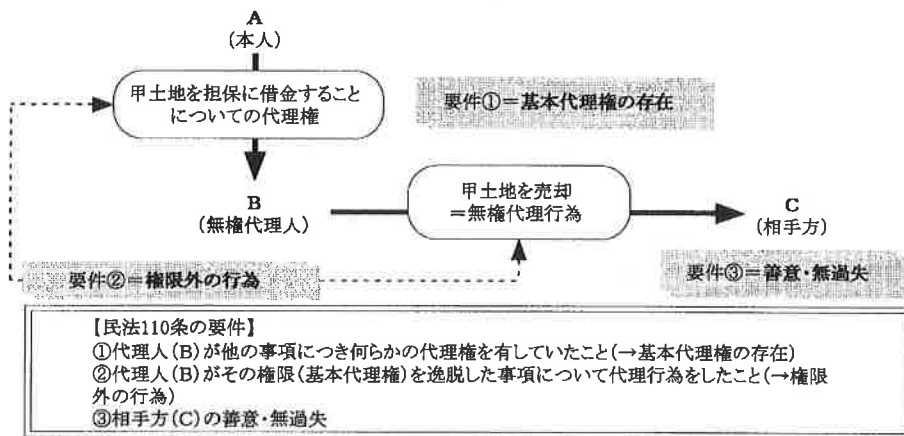
Yが、実際にはZに代理権を与えていないにもかかわらず、Xに対して、Zに代理権を授与した旨の表示をしていた場合、XがZに代理権がないことを知らず、かつ知らないことに過失がなかったとしても、本件契約の効果がYに帰属することはない。

【解答】誤り。本肢の場合は民法109条の表見代理が成立する。

(2) 民法110条＝権限外の行為の表見代理

【具体例】

Aが自己所有の甲土地を担保に銀行から融資を受けるに付きBに代理権を与え、それに必要な土地の権利書、実印、委任状を預けたが、Bはこれらの書類等を利用し、Aの代理人としてCに甲土地を売却してしまった。CはBに土地を売却する代理権があると過失なく信じた。
→この場合には、B・C間の無権代理行為はAに効果帰属し、CはAに対して甲土地の引渡を請求できる。



過去問チャレンジ



・第09回一問03 次の記述は正しいか。

代理人が、本人から与えられた代理権の範囲を超えて代理行為を行った場合、相手方が代理権があると誤信し、かつそのように誤信するについて正当な理由があるときは、表見代理が成立する。

【解答】正しい。

・第32回一問06－ウ② 次の記述は正しいか。

Aは、Bの代理人として、Cとの間で、甲土地を購入する旨の売買契約を締結した。Aは、Bから1000万円以下の価格の土地を購入する代理権を付与されていたが、AがCから購入した甲土地の価格は2000万円であった。この場合、Cは、Aの行為が代理権の範囲内の行為であると信じ、かつそう信じたことについて正当な理由があっても、表見代理の成立を主張することはできない。

【解答】誤り。この場合には、110条の表見代理が成立する。

・第25回－問08－ケ 次の記述は正しいか。 類題:第26回－問3

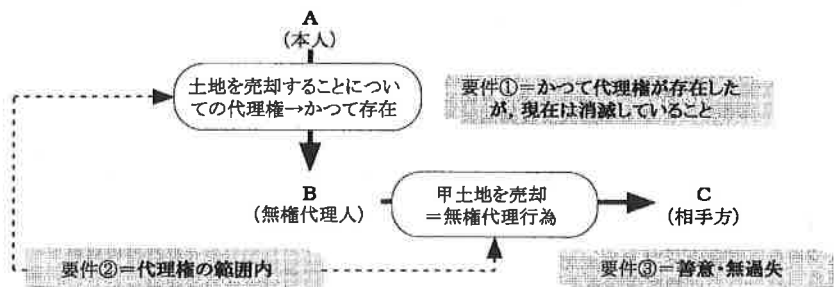
本人から、本人が所有する家屋について抵当権設定契約の締結に関する代理権を付与された代理人が、その代理権の範囲を超えて、その家屋を売却する契約を相手方との間で締結した。この場合、相手方が、代理人に売買契約締結についての代理権があると誤信し、かつそのように誤信することについて正当な理由があるときは、表見代理が成立する。

[解答]正しい。

(3) 民法112条＝権限消滅後の表見代理

【具体例】

それまでA不動産会社の使用人として土地の売却につき代理権を有していた従業員Bが、解雇され代理権も消滅したにもかかわらず、従前の取引先Cと新たに甲土地の売買契約をAの代理人としてなした。そして、CはBに土地を売却する代理権があると過失なく信じた。
→この場合には、B・C間の無権代理行為はAに効果帰属し、CはAに対して甲土地の引渡を請求できる。



【民法112条の要件】

- ①かつて代理権が存在したが、代理行為の当時(B・C間の売買契約の当時)消滅していたこと
(→代理権の消滅)
- ②当該行為がかつての代理権の範囲内であること(→代理権の範囲内)
- ③相手方(C)の善意・無過失

過去問チャレンジ

・第14回－問03 次の記述は正しいか。

以前に代理権を有していた者が、その代理権が消滅した後に代理人と称して相手方と契約を結んだ場合は、本人にその契約の効果が帰属することはない。

[解答]誤り。代理権消滅後の表見代理が成立し(民法112条)、本人に契約の効果が帰属し得る。

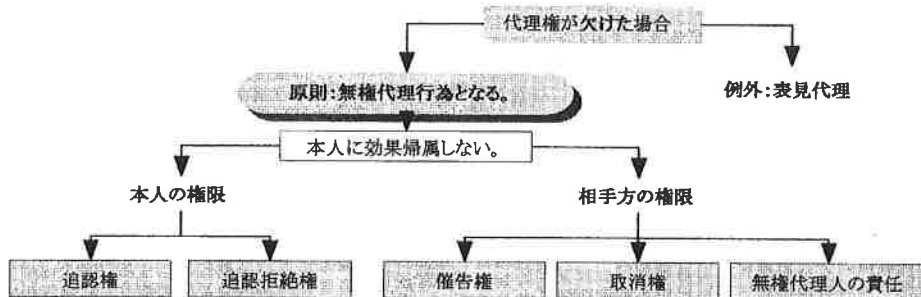
・第29回－問10－イ④ 次の記述は正しいか。

AはBの代理人と称してBが所有する甲不動産の売買契約をCと締結したが、AはBから本件売買契約締結の代理権を授与されていなかった。Bは、Aに対し、過去に甲不動産の売買契約締結についての代理権を授与していたが、当該代理権はすでに消滅していた。その後、Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称してCとの間で本件売買契約を締結した。この場合、Cは、代理権の消滅について善意無過失であるときは、表見代理の成立を主張することができる。

[解答]正しい。代理権消滅後の表見代理が成立する(民法112条)。

2. 無権代理における法律関係

無権代理行為が行われた場合に、本人・相手方を保護するために以下の制度が設けられている。



(1) 本人の追認権・追認拒絶権

① **追認権**とは、無権代理行為を確定的に効果帰属させる権利である。

本人が追認権を行使すると、原則として契約の時に遡って本人にその効果が帰属し、はじめから代理権があったのと同様に扱われる。

② **追認拒絶権**とは、無権代理行為を確定的に効果不帰属とさせる権利である。

過去問チャレンジ

・第11回一問06 次の記述は正しいか。 類題:第29回一問10・第27回一問10・第26回一問03

Aは、Bの代理人であると称して、Cとの間でB所有の土地の売買契約を締結した。契約締結時にAがBの代理人ではなかったとしても、Bはこの契約を追認することができ、追認がなされると売買契約は締結時に遡ってBに効果が帰属する。

[解答]正しい。

・第13回一問03 次の記述は正しいか。

Xは、Zの代理人と称するYとの間でZ所有の土地の売買契約を締結したが、実際には、Yは、何らの権限も有していなかったことが判明した。Xは、Zが追認しなかった場合には、どのような事情があってもZに対して土地の引渡を求めることはできない。

[解答]誤り。本人の追認がなくても表見代理が成立する場合には、無権代理行為は本人に効果帰属するので、「どのような事情があっても」という点が間違っている。

(2) 相手方の催告権

① **催告権**とは、相手方は本人に対し、相当の期間を定めてその期間内に追認するかどうかを確答すべき旨を催告することができ、もしその期間内に確答がないときは**追認を拒絶したものとみなされる**という権利である。

② 相手方は**善意・悪意を問わず**、催告権を有する。

過去問チャレンジ

・第16回一問10 次の記述は正しいか。

本人から代理権を与えられていない者が代理人と称して相手方と契約を結んだ場合、相手方はその者に代理権がないことを知っていても、本人に対して相当の期間を定めて当該契約を追認するかどうかを催告することができる。

[解答]正しい。

・第13回一問03 次の記述は正しいか。 類題:第32回一問06-ウ④・第30回一問03-ア・第29回一問10等他多数

Xは、Zの代理人と称するYとの間でZ所有の土地の売買契約を締結したが、実際には、Yは、何らの権限も有していなかったことが判明した。Xは、Yに代理権がないことを知らなかった場合に限り、Zに対して、相当の期間を定めてYの行為を追認するかどうかを催告することができる。

【解答】誤り。相手方は善意・悪意を問わず、催告権を有する。

・第11回－問06 次の記述は正しいか。類題：第27回－問10

Aは、Bの代理人であると称して、Cとの間でB所有の土地の売買契約を締結した。契約締結時にAがBの代理人ではなかった場合、Cは、相当の期間を定めてBに対して本契約を追認するか否かを催告することができ、この催告に対して期間内にBの確答がなければ、本契約は当然に追認されたものとみなされる。

【解答】誤り。前段は正しい。しかし、後段は間違い。即ち、期間内に確答がないときは追認を拒絶したものとみなされる。

(3)相手方の取消権

取消権とは、善意(過失があってもよい)の相手方は、本人が追認する前であれば、当該契約を取り消すことができる権利である。

【Point】

- 1.取消権を行使できるのは善意の相手方のみである。悪意の相手方は取消権を行使できない。
- 2.取消権を行使できるのは、本人が追認する前に限られる。
- 3.取消権が行使されると当該無権代理行為は効果不帰属に確定する。

過去問チャレンジ

・第25回－問01－コ 次の記述は正しいか。類題：第32回－問06－ウ③

本人から代理権を付与されていない者が代理人と称して相手方と契約を締結したが、相手方は代理人と称した者に代理権がないことを知らなかった。この場合、本人が追認をしない間は、相手方は当該契約を取り消すことができる。

【解答】正しい。

・第20回－問08 次の記述は正しいか。

本人から代理権を付与されていない者が代理人と称して相手方と契約を締結した場合において、相手方がその者に代理権がないことを知らなかったときは、相手方は当該契約を取り消すことができる。

【解答】正しい。

・第11回－問06 次の記述は正しいか。類題：第30回－問03－ア④・第27回－問10

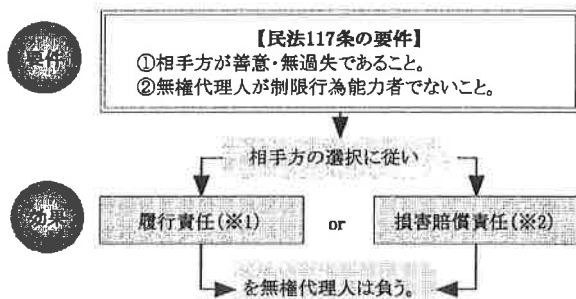
Aは、Bの代理人であると称して、Cとの間でB所有の土地の売買契約を締結した。売買契約締結時にAがBの代理人ではなかった場合、そのことについてCの善意・悪意を問わず、Cは常に当該契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。Cが悪意の場合、取消権は認められない。

(4)無権代理人の相手方に対する責任

①本人の追認を得られない場合は、無権代理人は相手方の選択に従い、同人に対して、契約の履行又は損害賠償責任を負う。

②但し、相手方が善意・無過失の場合に限られる。また、無権代理人が制限行為能力者の場合には、この責任は認められない。



※1 例えば、B(無権代理人)が代理権がないにもかかわらず、Aの代理人と称してA所有の甲土地を売却した場合に、Bが負う履行責任とは、甲土地を引渡すことを内容とする責任を意味する。

※2 損害賠償責任とは、金銭による損害賠償を支払う責任のこと。

過去問チャレンジ



・第27回－問10－ア①

Xは、父親であるYの代理人と称して、Zに対して、Y所有の土地を売却する旨の売買契約を締結したが、Xは本件売買契約の締結についての代理権を付与されていなかった。Xが未成年者であった場合には、Zは、Xに対して無権代理人としての責任を追及することはできない。

【解答】正しい。民法117条2項。

・第16回－問10 次の記述は正しいか。

本人から代理権を与えられていない者が代理人と称して相手方と契約を結んだ場合において、相手方がその者に代理権がないことを知っていたとしても、相手方は代理人と称する者に対して契約内容の履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。

【解答】誤り。悪意の相手方は無権代理人の責任を追及できない(民法117条)。

・第10回－問10 次の記述は正しいか。

ZはYの代理人と称して、Y所有の建物をXに売却する旨の契約を締結したが、実はYはZに建物売却についての代理権を与えていなかった。Xが、Zに代理権がないことを知っていた場合、Zに対して契約内容の履行を請求することはできるが、損害賠償を請求することはできない。

【解答】誤り。無権代理人の責任(民法117条)は相手方が善意・無過失でなければ発生しない。

・第13回－問03 次の記述は正しいか。類題:第30回－問03－ア③・第29回－問10・第26回－問03

Xは、Zの代理人と称するYとの間でZ所有の土地の売買契約を締結したが、実際には、Yは、何らの権限も有していなかったことが判明した。Xは、Yに代理権がないことを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかった場合であっても、Yに対して損害賠償を請求することはできない。

【解答】誤り。この場合、無権代理人の責任(民法117条)が成立し、XはYに対して履行責任又は損害賠償責任を追及できる。

《相手方の主観的保護要件と民法114条・115条・117条のまとめ》

	悪意	善意	善意・無過失
民法114条(催告権)	○	○	○
民法115条(取消権)	×	○	○
民法117条(無権代理人の責任)	×	×	○

過去問チャレンジ



・第12回－問05 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。類題:第31回－問05－2・第28回－問09－1

代理権のない者が他人の代理人として法律行為を行った場合、その効果は本人に帰属しない。これを[ア]という。この場合、相手方が、代理人と称した者に代理権がないことを知っていても、本人に対して[イ]ができる。また[ア]のうち、相手方が代理人と称した者に代理権がないにもかかわらず代理権があると信じ、かつ信じたことに正当な理由が認められるときは、法律効果を本人に帰属させて相手方を保護することがある。これを[ウ]という。代理人が、本人の与えた代理権の範囲を超えて契約した場合で、かつ相手方が代理権があると信じるにつき正当の理由がある場合を[エ]の[ウ]といい、その結果本人に損害が生じたときは、本人は代理人と称して法律行為を行った者に対して[オ]ができる。

【解答】ア:無権代理 イ:追認するか否かを催告すること ウ:表見代理 エ:権限外の行為
オ:損害賠償を請求すること

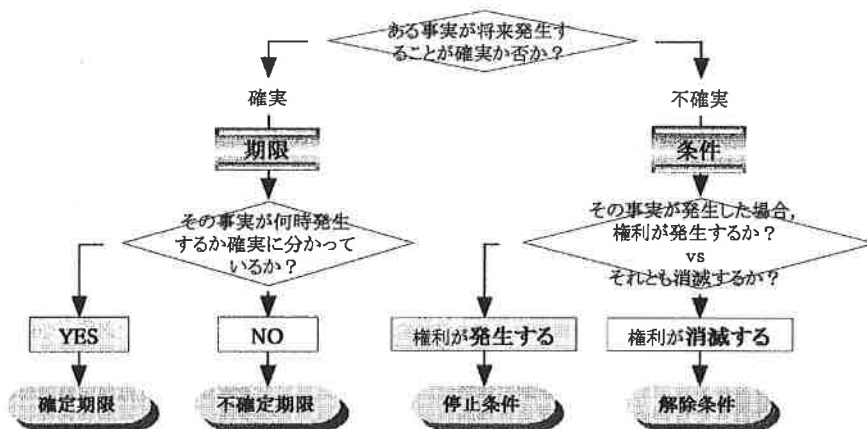
第4節 契約の効力の発生時期

契約の効力は原則として**契約成立と同時に発生**する。しかし、契約締結の際に、当事者の合意により、**期限**や**条件**をつけたり、**期間**を設けたりすることがある。

theme01 期限及び条件

①**期限付きの契約**とは、「誕生日にステレオを買ってやる」というように、**将来発生することが確実である事実**によって契約の効力を左右させる契約をいう。期限には、将来発生する期日が確定している**確定期限**と、到来することは確実であるがいつ到来するかが不確実な**不確定期限**がある。

②**条件付きの契約**とは、「今年、大学に合格したら車を買ってやる」というように、**将来その事実が確実に発生するかどうか分からない場合に**、契約の効力をその事実によって左右させる契約をいう。条件には、条件成就によって契約の効力が生じる**停止条件**と、条件成就によって契約の効力が消滅する**解除条件**がある。



過去問チャレンジ

▽期限

・第21回一問04 次の記述は正しいか。

期限のうち、将来発生する期日が確定しているものを**確定期限**といい、到来することは確定しているがいつ到来するかが不確定であるものを**不確定期限**という。

[解答]正しい。

・第31回一問06－オc 次の記述は正しいか。

X社がY社に商品を売却する際に、Y社は契約で定めた商品の引渡期日から1週間後に代金を支払うという特約をした場合、この特約は**確定期限**に該当する。

[解答]正しい。

・第28回一問06－エ① 次の記述は正しいか。 類題:第11回一問10

契約の効力ないし履行を、「人の死亡」のように、発生することは確実であるが、いつ到来するかは確定していない事実にかけさせる特約は、**不確定期限**に該当する。

[解答]正しい。

・第31回一問06－オa 次の記述は正しいか。

XがYにその所有する不動産を贈与するにあたり、不動産を贈与するのはXが死亡したときであるという特約をした場合、この特約は**停止条件**に該当する。

【解答】誤り。契約の効力ないし履行を、「人の死亡」のように、発生することは確実であるが、いつ到来するかは確定していない事実にかからせる特約は、不確定期限に該当する。

・第31回一問06－オb 次の記述は正しいか。

Xは、会社の従業員として当該会社から毎月決まった日に給料の支払いを受けている。この場合において、Xが、Yから金銭を借り入れる際に、翌月の給料日に借入金を返済するという特約をしたとき、この特約は不確定期限に該当する。

【解答】誤り。契約の効力ないし履行を、「翌月の給料日」のように、発生することは確実であり、将来発生する期日も確定している事実にかからせる特約は、確定期限に該当する。

▽条件

・第30回一問04－キ 次の記述は正しいか。 類題:第26回一問01・第15回一問03・第11回一問10

契約の効力発生時期について付される条件のうち、条件成就によって契約の効力が生じるものは解除条件といい、条件成就によって効力を失うものは停止条件という。

【解答】誤り。条件成就によって契約の効力が生じるものは停止条件といい、条件成就によって効力を失うものは解除条件という。

・第28回一問06－エ③改 次の記述は正しいか。 類題:第13回一問01・第11回一問10

条件成就によって契約の効力が生じるものを解除条件という。例えば、一定期日までに製菓会社Aが新商品を開発することを条件に売買契約の効力が生じると定めた場合がこれにあたる。

【解答】誤り。条件成就によって契約の効力が生じるものは停止条件である。

・第16回一問03 次の記述は正しいか。

売主A社は買主B社との間でA社製品の売買契約を締結した。当該売買契約には、「B社が期日に代金を支払わなかった場合には、代金の支払に代えてB社所有の土地を引渡す」旨の特約が付されている。このA社とB社間の特約は停止条件に該当する。

【解答】正しい。

・第31回一問06－オd 次の記述は正しいか。

X社がY社から工作用機械を賃借する際に、X社が事業を廃止したら賃貸借契約は終了する旨の特約をした場合、この特約は解除条件に該当する。

【解答】正しい。条件成就によって契約の効力を失うものは解除条件に該当する。

・第29回一問07－1 次の文中の〔 〕の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

契約の当事者は、契約の効力の発生時期や履行などについて、〔ア〕や〔イ〕を付けることができる。

〔ア〕も〔イ〕も、将来の事実により契約の効力や債務の履行をにかからせる法律行為の附款である点は共通するが、〔ア〕は契約の効力の発生を将来発生することが不確実な事実にかからせるものであるのに対し、〔イ〕は契約の効力の発生を将来発生することが確実な事実にかからせるものである点で異なる。例えば、「1ヶ月後に返却してもらう約束でカメラを貸す」という契約や、「自分が死んだら土地をあげる」という契約は、将来発生することが確実な事実にかかるものであるため、〔イ〕が付されていることになる。そして、〔イ〕が到来するまでは債務の履行を請求されないというように、〔イ〕が到来していないことによって当事者が受ける利益を〔ウ〕という。

〔ア〕は、〔ア〕の成就によって契約の効力が生じる〔エ〕と、〔ア〕の成就によって契約の効力が失われる〔オ〕とに分けられる。例えば、「Aが大学に合格したら車を買ってあげる」という契約は、Aが大学に合格するという〔ア〕が成就した場合に効力が発生するため、〔エ〕が付されていることになる。また、「Aに車をあげるが大学で留年すればその車を返してもらう」という契約は、Aが留年するという〔ア〕が成就した場合に車をあげるという契約が効力を失うため、〔オ〕が付されていることになる。

【解答】ア:条件 イ:期限 ウ:期限の利益 エ:停止条件 オ:解除条件

theme02 期間の計算方法

期間の計算方法に関する民法の原則は以下のとおりである。

1. 初日不算入の原則

「日・週・月・年」を基準として期間を定める場合には、期間が午前0時から始まる場合を除き、初日は不算入とする(民法140条)。

例えば、4月1日から5日間という場合、4月1日の午前0時から起算する契約は4月5日に満了し、それ以外の契約は、4月2日から5日間を数えるので、4月6日の夜中の12時に満了する。

2. 週・月・年の長さ

①週・月・年の長さは、暦に従って計算することになっており、起算日に対応する日の前日をもって終了する(民法143条1項)。

例えば、4月1日の1年後は、4月1日の午前0時から始まる契約については翌年の3月31日をもって、それ以外の契約については翌年の4月1日の終了をもって満了することになる。

この計算法によると、例えば1月30日から1ヶ月間、あるいは閏年の2月28日から1年間という場合には、起算日が1月31日か2月29日となり、期間の最後の月にはそれにあたる日がない。このような場合は、最後の月の末日、即ちいずれも2月28日が期間の末日となる(民法143条2項)。

②個別の法律で、上記民法の原則と異なる例外が定められている場合もある。例えば、年齢の計算については、「年齢計算に関する法律」により、初日不算入の原則が排除され、出生時刻を問わず、出生日から起算されることになっている。

過去問チャレンジ



・第28回一問06一エ④ 次の記述は正しいか。 類題:第22回一問10

「日、週、月または年」を基準として期間が定められた場合、民法の定める期間の計算方法によれば、原則として、初日は期間に算入される。

【解答】誤り。「日・週・月・年」を基準として期間を定める場合には、期間が午前0時から始まる場合を除き、初日は不算入とする。民法140条。

第5節 手付・内金の性質

theme01 手付

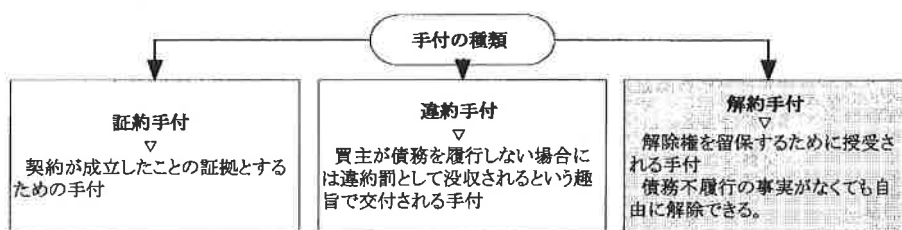
1. 手付の意義

手付とは、契約締結の際に当事者の一方から相手方に交付される金銭その他の有価物である。

2. 手付の種類

手付には、契約の成立を証明する**証約手付**、手付の交付者が債務を履行しない場合に違約金として没収される**違約手付**、及び解除権留保の趣旨で授受される**解約手付**の3種類がある。

具体的な場合に手付がいずれの種類に該当するかが不明な場合は、**解約手付の性質を有するものと推定される**(民法557条1項)。なお、どのような手付も**証約手付の性質は認められる**。



いかなる趣旨の手付として交付したか明らかでない場合は、**解約手付と推定される**。

過去問チャレンジ

・第12回一問03 次の記述は正しいか。

XとYは、売買契約を締結し、買主であるYは、Xに対し、手付として50万円を支払った。

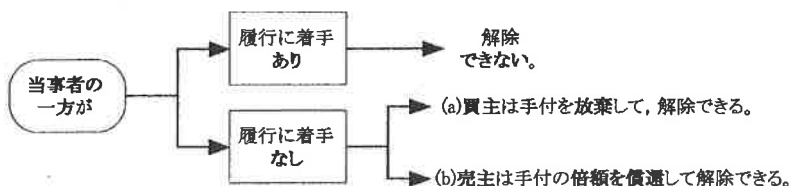
- ① 本件の手付が違約手付としての意味を有する場合、Yに債務不履行があった場合には、50万円はXに没収される。
- ② 本件の手付は、売買契約が成立した証拠としての意味を有するといえる。

【解答】

- ①: 正しい。
- ②: 正しい。

3. 解約手付

解約手付による解除は、当事者の一方が契約の履行に着手するまでになされることを要する。その趣旨は、相手方が履行に着手した場合に一方的な解除を認めると相手方に手付額では賄いきれない損害が生じるからである。



過去問チャレンジ



・第27回一問01ーク 次の記述は正しいか。

売買契約において、当事者双方が契約の解除権を留保する趣旨で、買主が売主に手付を交付した場合、買主は、売主が債務の履行に着手するまでは、その手付を放棄して契約の解除をすることができる。

[解答]正しい。

・第27回一問01ーク 次の記述は正しいか。 類題:第32回一問04ーコ・第12回一問03

売買契約の締結に際し、買主が売主に解約手付を交付した。この場合、買主は、売主から目的物の引渡しを受ける前だけでなくその引渡しを受けた後であっても、この手付を放棄した上で、目的物を売主に返還すれば、当該売買契約を解除することができる。

[解答]誤り。履行の着手前でなければ、解約手付による解除は認められない(民法557条)。

・第12回一問03 次の記述は正しいか。

XとYは、売買契約を締結し、買主であるYは、Xに対し、手付として50万円を支払った。本件の手付が解約手付としての意味を有する場合、Xは、Yが契約の履行に着手する前であれば、受取った50万円をYに返還することによって契約を解除することができる。

[解答]誤り。Xが解約手付による解除を行う場合、手付の倍額を返還しなければならない。

・第17回一問04 次の記述は正しいか。 類題:第30回一問10ーイ①

AはBから乗用車を購入する契約を締結し、解約手付として100万円をBに交付した。この場合、Aはこの100万円を放棄すれば、BがAに当該乗用車を引渡しした後でも当該売買契約を解除することができる。

[解答]誤り。解約手付による解除は、当事者の一方が契約の履行に着手するまでになされることを要する。

theme02 内金

内金は売買代金の一部の前払いの意味があるにすぎない。

過去問チャレンジ



・第11回一問09 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

手付とは、売買契約締結の際に当事者の一方から他方に対して交付する金銭その他の有価物である。手付には、契約の成立を証明する[ア]、手付の交付者が債務を履行しない場合に違約金として没収される[イ]、及び解除権留保の趣旨で授受される[ウ]の3種類があるが、実際に授受された手付がいずれの種類に該当するかが不明な場合は、[ウ]の性質を有するものと推定される。[ウ]による解除は、契約の相手方が[エ]するまでになされることを要する。このような性質を有する手付に対し、[オ]は売買代金の一部の前払いの意味があるにすぎない。

[解答]ア:証約手付 イ:違約手付 ウ:解約手付 エ:履行に着手 オ:内金